災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書

桑名市長（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、乙の管理する自動販売機（以下「本自販機」という）の取り扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（甲の権利）

1. 甲は、本自販機設置場所において災害が発生し、桑名市において災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置された場合、以下に基づき本自販機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という。）を甲の責任で使用できるものとする。ただし使用後には乙に連絡をする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 災害の規模 | 庫内商品使用の条件 |
| 1 | 桑名市で震度5強以上の地震が発生したとき。 | 無条件で庫内商品を使用できる |
| 2 | 気象庁より桑名市で7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発表されたとき。 | 本自販機が設置されている施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。 |
| 3 | 桑名市が影響を受ける火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない事態が発生したとき。ただし事後相談が必要。 | 本自販機が設置されている施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。 |
| 4 | 通信手段の途絶等の理由により災対本部と被災現地間での連絡調整を行うことが出来ない場合は、災対本部の判断により、甲または乙の職員を派遣し上記に基づき庫内商品を使用することが出来るものとする。 | |

（承諾事項）

第２条　甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品を無償で使用することを承諾する。

2　甲は、善良なる管理者の注意をもって本自販機の鍵を管理する。

（対象自販機）

第３条　甲及び乙は、本覚書で対象となる本自販機を以下の通りとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 所在地 | 設置場所 | 機種 | 機番 |
| 1 | 桑名市筒尾八丁目12番地 | 陵成中学校 |  |  |

(庫内商品)

第４条　第2条1項に基づき甲が無償で提供した庫内商品について、乙は提供した本数を速やかに甲に書面で報告する。

（有効期限）

第5条　本覚書は、本自販機が撤去された場合は当該撤去日をもって終了する。

（連絡責任者）

第6条　甲乙は、それぞれ連絡責任者を定め、変更が生じた場合は速やかに相手方へ文書で通知するものとする。

（協議事項）

第7条　本覚書に定めのない事項または本覚書の各事項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決する。

本覚書締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和　年　月　日

　　甲　桑名市中央町二丁目37番地

桑名市長　伊藤　徳宇　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙